

# 産廃優良性評価制度基準見直し、来年度早々に実施へ

環境省

## 情報公開期間を短縮

### 電子マニフェスト基準化

環境省は来年度早々に、産業廃棄物処理業優良性評価制度の基準見直しを実施する方針を固めた。2007年度の産業廃棄物処理業優良化推進委員会（委員長・北村喜宣上智大学教授）で提言されていた情報公開期間の短縮と電子マニフェスト加入の基準化について、4～5月頃規則改正で実施する計画だ。また、分かりづらいとされていた許可証の記載についても、明確化を図る方向。優良性評価制度は05年4月の施行から4年が経過したが、適合確認された事業者数はやや伸び悩んでおり、同省では今度以降伸び悩む普及・啓発を図つてく構えだ。

### 許可証記載の明確化も

優良性評価制度の評価項目は「順法性」「情報公開性」「環境保全への取り組み」の3つだが、このうちの情報公開については現状ではインターネットで5年以上公開することとなっている。評価制度の申請は原則5年ごとの許可更新時となることとなっている。評議会ではこれを半期間が5年とされていることが、適合確認数が伸び悩んでいる原因の一つと指摘されている。このため制度見直しを検討する同委員会ではこれを半年以上に短縮するのを提言していた。

また、国が進める電子マニフェストについても、「処理業の優良化にもつながる取り組み」として加入を基準に加えるべきだとされていた。基準に加えることでハードルが上がるという懸念も

あるが、「加入のみであれば負担は少ない」というのが委員会の結論だった。また、今回の実施に当たっては猶予期間も設定される見込みだ。いずれも07年度の委員会の成果として案が出されたが、今年度ようやく実現する方向となった。

これらに加え、許可証の記載についても明確化が図られる見通しだ。これまでには適合確認を受けた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準の適合性」と記述されるだけで、排出事業者が許可証を見ても適合確認を受けているか分からなくなってしまう指摘が多くていた。このため、

全ての取り組みの各基準に「適合」と記載する方が改める。このほかにも排出事業

者などから、行政指導を繰り返し受けている処理業者について順法性不適格とすべきでの対応が盛り込まれた。しかし、自治体間で行政指導運用ばかり盛り込まれたことは今回見つけられたことなどから、度重なる行政指導を行なうではなく、行政は積極的に行政処分を行うことで対応することとして、許可制度の見直しに盛り込むことは今回見つけられた。